

ソーシャルネット富士宮校介護職員初任者研修 学則

(開講目的)

第1条 介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な介護に関する研修を通じて、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念及び基本姿勢、基礎的な知識・技術を習得させ、良質な介護職員を育成し福祉介護分野での社会貢献を目的とする。

(研修の名称)

第2条 本研修の名称は以下のとおりとする。
ソーシャルネット富士宮校介護職員初任者研修

(研修の課程及び形式)

第3条 研修課程及び形式は以下のとおりとする。
介護職員初任者研修課程（通学）

(研修会場の所在地)

第4条 研修会場の所在地は、別紙1「ソーシャルネット富士宮校介護職員初任者研修会場一覧表」のとおり。

(研修期間)

第5条 研修期間はおおむね3ヶ月とする。

(講師氏名)

第6条 研修を担当する講師は、別紙2「ソーシャルネット富士宮校介護職員初任者研修講師一覧表」のとおり。

(遅刻、早退、欠席の扱い)

第7条 遅刻及び早退は、別に定める時間割表において該当する時間帯について、いかなる理由であっても欠席とみなす。

(研修時間数等)

第8条 研修時間数は、別紙3「ソーシャルネット富士宮校介護職員初任者研修カリキュラム表」を最低基準とし、時間割表及び募集案内等にてその都度定める。

(研修修了の認定方法)

第9条 第8条に定める研修の全日程及びその内容全てを履修した後、1時間程度の修了評価を受けて一定以上の評価を得た者を修了者と認める。

2 前項の全ての履修とは、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の項目において、介護技術の習得が講師により評価されることを含む。

3 第1項の修了評価は、筆記試験により行うこととし、100点を満点としてA(85点以上)、B(84点～60点)及びC(60点未満)の区分で評価する。なお、第1項の一定以上の評価とはB以上の評価であり、C評価を得た者については、必要に応じて補講を行うとともに、原則としては修了者と認定するに足るまで再評価を行う。なお、この場合の補講は2回までは無料とし、それ以降は第11条の規程により受講者が補講料を負担する。

(受講申込手続)

第10条 受講申込み手続は以下の(1)から(3)の手順により行い、(3)の完了を株式会社小野田総合設備(以下「事業者」という。)が確認することで受講申込手続を完了したとみなす。なお、委託研修等の場合はその都度募集案内等において定める。

(1) 受付期間

開講日の概ね6週間前から受付を始め、2週間前で締め切る。

(2) 申込手続き

別に定める「受講申込書」に必要事項を記載のうえ、事業者に郵送又は持参により提出する。

(3) 受講決定通知等

事業者から受講決定通知及び受講料納入通知書を受け、期限までに受講料を納入する。

(受講に際し必要な費用の額)

第11条 受講に際し必要な費用の額は以下のとおりとする。なお委託研修等の場合はその都度募集案内等で定める。

(1) 受講料	120,000円
(2) テキスト代	6,300円
(3) 傷害・賠償保険料	(受講料に含む)
(4) 健康診断費用	(別途自己負担)
(5) 補講料	1,000円/1時間

(返金について)

第12条 受講申込手続完了後の返金は一切行わない。

(健康診断書の提出)

第 13 条 受講申込手続きが完了したとみなされた者（以下「受講者」という。）は、以下の受診項目を記載した健康診断書を、開講日から 1 ヶ月以内に事業者に提出するものとし、これに係る費用は受講者が負担する。

(受診項目)

1. 胸部 X 線検査
2. 保菌検査（検便）
3. 医師の問診と所見

(保険加入)

第 14 条 全ての受講者は傷害、賠償責任保険に加入するものとする。この場合の保険料は受け取った受講料の中から事業者が支払う。

(研修欠席者に対する補講の実施方法)

第 15 条 研修を欠席したもののうち、やむを得ない事情があると認められる者について本人からの申し出により補講を行う。なお、補講に係る料金は第 11 条の規定により受講者が負担する。

(使用テキスト)

第 16 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

日本医療企画
介護職員初任者研修課程テキスト

(受講取消)

第 17 条 受講者が以下のいずれかに該当すると認められる場合は、事業者の判断により当該受講生の受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、受講者としての本分に反した者
- (3) 受講継続意思がなく、「退講届」を提出した者
- (4) その他、事業者が不相当とみなした者

(退講)

第 18 条 第 17 条により受講を取り消されるに至った者は退講扱いとし、書面によりその理由を示して通知する。

- 2 退講前に履修した当該研修については、その受講をすべて無効とする。

(修了者管理)

第 19 条 事業者は、修了者を静岡県知事に報告するとともに、修了者台帳で永年管理する。

(修了証明書の交付)

第 20 条 事業者は、第 9 条により修了者の認定した者に対して、介護保険法施行令第 3 条第 1 項に定める証明書を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 21 条 修了者のうち、修了証明書を破損又は紛失した者は、「ソーシャルネット富士宮校介護職員初任者研修修了証明書再交付申請書」を事業者に提出することで再交付を受けることができる。

(個人情報管理)

第 22 条 事業者は、当該研修における個人情報について厳正に管理を行う。

- 2 受講者は、研修中に知り得た個人情報を他に口外しないこととし、その旨を誓約書に記載して事業者に提出する。

(附則)

第 1 条 この学則は、平成 25 年 9 月 2 日から施行する。